

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年10月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500110号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500049号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月19日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月19日

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B銀行C支店から提出された請求者の給与振込口座の取引明細書により、A社から13万8,257円の入金が確認できること、及び元同僚の賞与明細書により、元同僚は同社において平成15年12月19日支払いの賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細書の賞与振込額から社会保険料率等を基に算出した賞与支給額及び当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成15年12月19日支払いの賞与に係る請求者の厚生年金保険賞与支払届や保険料納付について回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500129号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（厚）第1500047号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B工場及びA社（現在は、C社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のD社（現在は、C社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和20年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和43年10月1日から昭和45年8月1日まで

② 昭和54年10月1日から昭和55年10月1日まで

私は、昭和43年4月にA社に入社して以来、毎年給与が増額していたと記憶しているので、請求期間に係る標準報酬月額のように、前年と比較して減額又は据え置きであったことはない。元同僚の標準報酬月額等を調査した上で、私の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、C社は、i)請求内容どおりの報酬月額に関する届出を行ったか、ii)請求内容に係る厚生年金保険料を納付していたか、iii)請求内容に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたかについて、いずれも不明と回答し、E健康保険組合は、請求内容に係る資料等については、保存期限を経過しているため、保管していないと回答していることから、請求者が主張する請求期間①及び②における保険料控除を確認することができない。

また、A社B工場及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿とオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額に相違はなく、遡及して訂正された形跡も確認できない。

さらに、オンライン記録により、複数の元同僚についても、時期は前後するものの、請求者と同様に、前年と比較して標準報酬月額が減額又は据え置きであった期間が確認できることから、請求者の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている事情はうかがえない。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（千葉）（受）第 1500113 号
厚生局事案番号 : 関東信越（千葉）（厚）第 1500048 号

第1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から昭和 39 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 14 日から同年 11 月 1 日まで

請求期間①については、昭和 36 年 11 月 1 日に A 社に入社したにもかかわらず、約 3 年間も厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得できない。また、B 社に昭和 43 年 4 月 14 日に入社したのに、請求期間②が厚生年金保険の未加入期間とされている。調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A 社における請求者の元同僚の陳述により、請求者は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 10 月 1 日であり、請求期間①は同社が適用事業所となる前の期間である上、同社の当時の事業主は、同日付けで同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、それ以前の請求期間①においては国民年金に加入し、その大部分が国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

また、A 社に係る被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 39 年 10 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者 3 人（請求者及び事業主を除く。）のうち、所在が確認できた二人に照会したところ、共に、「被保険者の資格取得前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成17年12月15日に解散している上、請求期間①当時の事業主からは回答が得られず、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の届出について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

請求期間②について、B社における請求者の元同僚の回答により、入社日は特定できないものの、請求者は、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年11月1日であり、請求期間②は同社が適用事業所となる前の期間である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和43年11月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している者23人のうち、所在が確認できた9人に照会し7人から回答があり、被保険者の資格取得前から同社に勤務していたとする5人は、「被保険者の資格取得前の給与から厚生年金保険料が控除されていたか分からぬ。」又は「被保険者の資格取得前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかつたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の届出について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。